

特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

特定の事務を取り扱う郵便局を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

1 指定する郵便局の名称

- (1) 熊本中央郵便局
- (2) 熊本東郵便局

2 取扱事務

- (1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び当該失効を求める旨の申請に係る署名利用者確認のための書類の受付に関する事務
- (2) 法第2条第7号に規定する利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び当該失効を求める旨の申請に係る利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 取扱期間

自 令和5年10月1日

至 令和6年3月31日

(提出理由)

特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便

局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。